○農林水産省告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年一月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村上百瀬百瀬川入会字奥山一六の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　解除の理由　公共施設用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村上百瀬百瀬川入会字奥山五六の一（次の図に示す部分に限る。）、五六の三（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○国土交通省告示第二十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十六日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　山本　有二

路線名　東北縦貫自動車道弘前線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
さいたま市岩槻区大字馬込字四番七〇四番二から同市岩槻区大字馬込字四番七三三番二まで	前	最大 六九 最小 五五	一七四
	後	最大 五七 最小 四四	
蓮田市大字馬込字七番七四九番二から同市大字川島字上出七〇番二まで	前	最大 二七三 最小 五六	六六五
	後	最大 二四八 最小 四六	

○国土交通省告示第二十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十六日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　山本　有二

路線名　近畿自動車道敦賀線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
敦賀市高野八八号岡見谷二番三から同市高野一号角神二番九まで	前	最大 一一一 最小 四六	六八
	後	最大 八一 最小 四六	

○国土交通省告示第二十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十六日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　山本　有二

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
埼玉県比企郡嵐山町大字越畑字城山九二三番二から同県比企郡嵐山町大字越畑字新田二〇五二番五まで	前	最大 一三四 最小 三七	一、八四七
	後	最大 一三四 最小 四〇	
埼玉県比企郡小川町大字奈良梨字山ノ下三〇三番から同県比企郡小川町大字鷹巣字一ノ入裏六五九番四まで	前	最大 六二 最小 三六	五五四
	後	最大 七〇 最小 四〇	

○国土交通省告示第二十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十六日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　山本　有二

路線名　北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
敦賀市刀根一一号亀メ四番六から同市刀根一一号亀メ五番七まで	前	最大 一九九 最小 八六	八〇
	後	最大 一 最小 九八六	

○国土交通省告示第二十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十六日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十六日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　山本　有二